

2 子の戸籍，氏（苗字）の変更について

- (1) 婚姻によって，氏（苗字）を変更した方は，離婚することによって，婚姻前の氏に戻るのが，原則ですが，離婚届を提出した日から3か月以内（離婚届と同時でもかまいません）に，届け出ることによって，婚姻中の氏を継続することもできます。

婚姻前の氏に戻る場合，ご自身の両親の戸籍に戻るのが原則ですが，申し出により，ご両親の戸籍とは別に，ご自身の新しい戸籍を作ることも可能です。婚姻中の氏を継続するときは，ご自身の新しい戸籍を作ることになります。なお，新しい戸籍を作ると，ご自身のご両親の戸籍には，戻れなくなります。

- (2) 子が，未成年の場合は，ご両親のうち，どちらか1名を親権者と定める必要がありますが，親権者がご両親のどちらであれ，子の氏は，変わらず，婚姻によって氏を変えなかった方の戸籍に残ったままになるのが，原則です。

- (3) 離婚によって子の戸籍と親権者の戸籍が別になった場合，親権者の戸籍に，子を入りたいときは，家庭裁判所に対し，「子の氏の変更許可」（民法

791条)を申し立て、裁判所の許可を得る必要があります。なお、仮に、親権者が婚姻前の氏に戻らず、婚姻中の氏を継続することにしても、法的には、その継続した氏は、婚姻中の氏とは別の氏と扱われますので、やはり裁判所の「子の氏の変更許可」を得る必要があります。

そして、「子の氏の変更許可」を得て、親権者の戸籍に子を入れる届出をすることで、子が親権者の新しい戸籍に入ることになります。なお、親権者が、ご自身のご両親の戸籍に戻っているときは、子は、その戸籍に入ることができませんので、新たな戸籍を作成することになります。

- (4) このように、子の氏や戸籍の関係は、裁判所の許可等が必要になることがあります、離婚に伴う契約において、当事者だけで決めることができるものではありません。

そこで、当事者間で、一定の合意ができている場合に、公正証書に記載する文例の一つとしては、次のようなものが考えられます。

第〇条（氏の変更等）

甲は、本件離婚後、乙が旧姓に復すること並びに

丙及び丁の氏を乙の旧姓に変更する手続をし，乙の戸籍に入ることに異議がない。